

令和5年度事業計画書

令和5年4月 1日から

令和6年3月31日まで

一般財団法人 日本モーターボート競走会

令和5年度事業計画

令和5年4月 1日から

令和6年3月31日まで

I. 基本方針

令和4年度は、新型コロナウイルスの変異株による急激な感染拡大がありながらも、少しずつコロナ禍以前の日常に戻りつつある中、必要な感染対策を講じた上で開催を継続した。

上半期の総売上は、昨年度までのような行動制限が実施されず、お客さまの娯楽の選択肢が多様化したことで売上増の傾向は緩やかなものとなり、対前年度比4.6%増の1兆1,958億円となった。下半期においては、さらに横ばいから減少傾向に転じるものと考えられ、最終的な年度売上は、歴代最高売上を記録した昨年度と同程度になることが見込まれる。

また、国内景気の先行きについては、ロシアによるウクライナへの武力侵攻などによる不安定な国際情勢や、円安等による物価上昇が及ぼす影響を注視する必要があるものの、ボートレース業界においては、積極的に各種施策の推進に取り組んでいかなければならない。

このような状況下、競走実施機関として指定されている当会には、公正かつ安全なボートレースの実施が求められており、令和5年度の事業についても、「審判及び検査等の競技関係事務」、「選手、ボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録」、「選手の出場のあっせん」、「選手、審判員及び検査員の養成及び訓練」等の競走実施業務を適切かつ確実に実施する。

この競走実施業務においては、競走の公正を害する行為が再び起きないように、選手の管理・検査体制の強化等による再発防止対策を徹底して実施する。さらに、選手のモラル向上を図るためモラル・コンプライアンス教育を充実させる。人身事故防止については、厳格な審判判定や航法指導を行う。スタート事故防止については、事故率・返還率に目標値を定めた選手指導や、AI（人工知能）等のテクノロジーを活用したスタート事故防止システムの研究に取り組むこととし、審判機器の充実、人身事故の軽減を目的に選手の体幹強化を図るためのトレーニングルームの設置、不正防止対策や感染防止対策を施した選手宿舎を新築・改修するなど競走の公正かつ円滑な実施を徹底する。

また、2050年までに温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする政府のカーボンニュートラル方針を踏まえ、モーター等の研究を進める。さらには、スター選手の育成へ向けて、新人選手の技術・精神面の指導強化等によるボートレーサー養成所の訓練内容の充実を図るほか、入所者の中から優れた人材を確保し、育成と資質の向上を推進する。あわせて、注目度の高い競走や話題性のある選手の広報展開はもとより、ボートレースの啓蒙普及に役立つパブリシティ活動を積極的に実施し、ボートレースの活性化に努める。

Ⅱ. 令和5年度の競走実施業務に関する事業

1. 競技関係事務

(1) 選手、ボート及びモーターの検査に関する事務

モーターボート競走法第33条第1号に基づき、選手、ボート及びモーターの検査を行う。選手に対する検査は、身体上の支障の有無及び体重等の測定を行い、ボート及びモーターに対する検査は、「ボート及びモーター登録規格」に規定する要件及び構造上の欠陥の有無等の確認を有資格者である検査員が行う。

また、選手の私物検査時に金属探知機を活用するとともに、選手の管理期間中の監視体制を充実させ、競走における不正行為の再発防止を図ることにより公正な競走運営を確保する。

(2) 競技の審判に関する事務

モーターボート競走法第33条第1号に基づき、競走に出場したモーターボートの出走、失格及び着順を判定し、並びに勝舟の決定を有資格者である審判員が行う。

(3) 選手の管理に関する事務

モーターボート競走法第33条第1号に基づき、競走に出場する日の前日に行う前日検査から管理解除までの間、選手に対する規則の遵守指導や外部との遮断措置を講じる等、競走の公正確保を徹底する。また、競技部に医務員を配置する等、選手の健康管理を行う。

(4) その他競技運営事務

モーターボート競走法第33条第1号に基づき、モーターボートの確認、出場準備、紹介、選手の救助、番組の編成、燃料の管理、選手宿舎の運営等に関する事務を行う。

2. 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録

(1) 選手、審判員及び検査員の試験

「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則」に基づき、選手、審判員及び検査員の資格検定試験を実施する。

(2) 選手、審判員及び検査員の登録

モーターボート競走法第33条第2号に基づき、選手、審判員及び検査員の新規登録、再登録及び登録更新を行う。

(3) ボート・モーターの検査及び登録

モーターボート競走法第33条第2号に基づき、ボート・モーターの検査を行い、「ボート及びモーター登録規格」に合致していると認めるときは登録を行う。

(4) 選手、審判員及び検査員登録資格審査会

競走実施業務規程に定められている「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録業務規程」に基づき、選手、審判員及び検査員の登録に関する審議を行うために開催する。

3. 選手の出場のあっせん

(1) 選手の出場のあっせん

モーターボート競走法第33条第3号に基づき、選手の出場のあっせんを行い、競走の公正、安全かつ円滑な実施を図る。

(2) 選手出場あっせん委員会

競走実施業務規程に定められている「選手出場あっせん規程」に基づき、選手級別の決定及び選手出場あっせん保留等、選手の出場のあっせんに関する重要事項を審議するため開催する。

(3) ボートレースオールスター出場選手選考委員会

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「SG競走開催要綱」に基づき、ボートレースオールスターの出場選手の選考を行うため開催する。

(4) レディースオールスター出場選手選考委員会

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「GⅡ競走開催要綱」に基づき、レディースオールスターの出場選手の選考を行うため開催する。

(5) 選手出場あっせんに関する会議等

あっせん業務の円滑な実施を図るため、あっせん事務連絡会議、地区別あっせん研究会等を開催し、あっせんに関する方針及びグレード別競走の周知を図るとともに、あっせんに関する諸問題等について検討を行う。

(6) あっせん及び番組編成支援システムの維持管理及び改善

あっせん業務の効率化を図るため、選手による参加手続きシステム、あっせん及び番組編成支援システムの維持管理・改善を行う。

4. 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練

(1) 選手、審判員及び検査員の養成

(ア) 選手の養成

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、選手の養成を行い、選手として必要なモーターボート競走に関する知識及び技術の習得を図る。また、スター選手を育成するため、入所者の中から成績優秀かつ人格円満な養成員を確保するとともに、ボートレース場を使用した現地訓練や、特別訓練カリキュラム等の能力別訓練、実技指導員による性能向上整備及びメンタルトレーナーによるカウンセリング等を行い、教育内容の充実を図る。

また、大学等研究機関の協力を得て検証した養成訓練カリキュラムにより、養成訓練をさらに効率的かつ効果的に実施する。

(イ) 審判員及び検査員の養成

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、審判員及び検査員の養成を行い、審判員及び検査員として必要なモーターボート競走に関する知識及び技術の習得を図る。また、法定業務、競走運營業務の理解促進を図るため、実務者実技指導員による審判・検査業務訓練及び課外研修等を実施する。

(2) 選手、審判員及び検査員の訓練

(ア) 選手定期訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、業務指導及び選手の資質向上を図るための講義等を実施する。特に、モラル・コンプライアンスに関する事項については、重点的に行う。

(イ) 新人選手定期・臨時訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、登録2年未満の選手及び登録5年未満の低勝率の選手を対象に操縦・整備技量の向上を図るため、実技指導選手を招聘し、模擬レース主体の実技訓練を実施する。

(ウ) 選手会支部別自主訓練

選手の資質向上を図るため、地区内の選手会支部が交流を図りながら各ボートレース場において実施する模擬レース等の実技訓練に協力するとともに、あわせて新人選手を中心とした業務指導を行う。

(エ) 審判員及び検査員定期訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、業務指導及び審判員・検査員の資質向上を図るための講義等を実施する。

(3) ボートレーサー養成所の運営

(ア) 施設の維持管理

施設・設備の修繕及び更新を行うとともに、各種設備、機材及び機器類の点検管理に万全を期し、施設の機能を維持する。

(イ) 施設の活用

選手、審判員及び検査員の養成訓練並びに定期訓練ほか、ボートレース関係者の研修等の施設として活用する。

5. 選手、審判員及び検査員の褒賞及び懲戒

(1) 選手、審判員及び検査員の褒賞懲戒審議会

競走実施業務規程に定められている「選手、審判員及び検査員褒賞懲戒規程」に基づき、選手、審判員及び検査員の褒賞及び懲戒に関する審議を行う。

(2) 公正の確保

(ア) 競走の不正防止対策の調査研究

(a) 全国公正指導委員会議

競走運営の健全化を図るため、競走の不正防止に関する調査研究及び選手の動向調査を行い、指導事項を検討する。

(b) 公正業務の現地調査

公正指導員をさらに増員して諸情報を収集することにより、競走における一層の不正防止を図る。

(c) 公正指導員会議

円滑かつ効果的な調査活動を促進するため、公正指導員に対し調査活動に必要な知識を付与するとともに、情報交換等を行う。

(d) 公営競技公正連絡会議

公営競技5団体相互の緊密な連携を図るとともに、公正に関する諸情報の交換を通じて、公営競技の健全な発展を期す。

(e) ポートレースの不正行為に関する検証委員会

競走における不正行為の疑義に関する事項について、専門的な知識を有する関係者等による検証を行う。

(イ) ふれあい研修会

選手会支部別に開催し、選手及び家族に積極的な参加を促し、各種指導を行う。

(ウ) 選手の指導強化

(a) SNSの使用に関する指導強化

「SNSに関する行動規範・指針・ガイドライン等」に基づき、選手会等と協力して選手に対してSNSの使用に関する指導を行い、社会的信用及び公正性の確保を図る。

(b) 新人選手の指導強化

「新人選手指導要領」に基づき、選手会の新人選手指導担当者及び選手会支部の指導員と連携し、新人選手の指導強化を図る。

(c) 競走会と保安協会との情報交換会議

公正指導員と保安協会の調査員との情報交換会議を実施し、選手等の私生活の諸問題対応のための体制強化を図る。

(エ) 内部通報制度等による情報収集

選手の私生活における諸問題を把握するため、フリーダイヤルやメールによるほか、インターネット上の情報収集もあわせて行うことにより、諸問題への早期対応を図る。

6. ボート及びモーターの改良、競技に必要な設備の改善並びに競技の実施方法に関する調査及び研究

(1) 競技運営の改善研究

(ア) 競技運営の改善、合理化

(a) 競技運営研究委員会

競技運営の円滑な実施を図るため、現行制度等の改善・研究を行う。

(b) 各種実務担当者会議

審判委員長・競技委員長会議、審判委員長会議等を開催し、競技運営・審判判定上の諸問題等について検討を行う。

(c) 競技運営に関する調査研究

魅力ある競技の在り方やレースの面白さ・醍醐味を効果的に伝達する方法等について、調査研究を行う。

また、審判・検査機器の改善のほか、審判判定用器材の充実として、判定用カメラの導入更新、自動展示タイム計測システムの導入を行う。

さらに、お客さまの注目度の最も高いSG競走及びプレミアムGI競走等において、よりの確な審判判定を行うため、SG審判員により審判業務に関する調査研究を行う。

(d) 競技運営に関する監査委員会

審判、検査及びその他公正安全な競技の実施について、法令に基づく公正かつ健全な競技運営に努めるため、外部監査を行う。

(e) 競技運営に関する内部監査

競走における不正行為の再発防止、業務マニュアルに基づく審判・検査・管理業務の統一を図るため、競技運営に関する内部監査を実施する。

(イ) 水上施設の改善研究

消波装置、各種信号機器等水上施設の改善に関して調査研究を行う。

(ウ) 選手宿舍施設の新築・改修

管理体制の充実と競走に出場する選手に快適な環境を提供し、より一層の公正・安全な競技運営を実施することを目的に選手宿舍施設の状況調査等を実施し、新築・改修工事を行う。特に、監視体制を充実させるため監視カメラや電波遮断装置等を導入し、公正確保の徹底を図る。

(2) 事故防止対策

(ア) 各種事故の調査研究

競技運営上の事故の発生状況を調査し、事故原因の究明を行い、業務指導を行う。

(イ) スタート事故防止に関する選手指導

競走の魅力著しく阻害するスタート事故を減少させるため、スタート事故防止強化場を選定し、水上施設の改善及び選手指導を行うとともに、事故率・返還率の目標値を設定した事故防止運動を展開し、特に事故防止強化競走（競走会が定める一定期間の競走）において、注意喚起を図る。あわせて、目標を達成した選手会支部等の表彰を行う。

(ウ) 人身事故等の防止に関する選手指導

人身事故等の防止に関する意識の高揚を図り、事故の未然防止のための指導を行う。特に、選手に対して前日検査の際、事故映像を用いた注意喚起を図る。あわせて、「人身事故未然防止選手の褒賞要領」に基づき、事故回避選手の表彰を行う。

(エ) A I等のテクノロジーを活用したスタート事故防止に関する調査研究

他業界における様々なA I等のテクノロジーの活用事例を調査し、テクノロジーを活用したスタート事故防止システムについて研究する。

(オ) 技術連絡会議

ボート・モーター等に関する性能向上、防護具の性能改善並びに各種事故防止対策等について検討する。

(カ) レスキュー訓練

航走事故発生時に負傷選手の迅速な救助と安全円滑な競技を続行するため、ボートレース場等においてレスキュー訓練を実施する。

(キ) 体幹トレーニング

選手の体幹を強化することにより、レース中の転覆・落水等を抑止し、人身事故を防止するとともに、選手の身体能力の維持・向上を図る。なお、競走参加中におけるトレーニングを可能とするため、選手宿舎内にトレーニングスペース及び関連器具を整備する。

(3) ボート等の改善に関する調査研究

(ア) ボート・モーターの性能改善研究

現用ボート・モーターの改善研究、将来に向けたボート・モーターの研究開発等、これらボート・モーターの性能改善を図るため、委員会等を開催し、調査研究を行う。特に、カーボンニュートラル対応への取り組みとして、環境への影響を抑えた代替燃料の使用や電気モーターに関する研究を行う。また、ボートレースのさらなる魅力向上を図るため、新型ボート等の構造、機能及びデザインに関する調査研究を行う。

(イ) 防護具等の改善研究

ヘルメットの強度確認試験等による研究開発、救命胴衣の使用状況調査及び将来に向けた救命胴衣の調査研究、乗艇着等の安全性向上を図るための改善研究を行う。特に、重傷事故の増加傾向に対応して、選手の頸部の保護を図るため、改良型ネックガード等の導入を推進する。

(ウ) 整備士制度の運営

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「モーターボート整備士規程」に基づき、整備士資格制度運営委員会を開催し、整備士資格試験を実施することにより資格を付与する。また、整備士の資質・技量向上及び早期育成を目的とした2級整備士講習会をはじめ各種講習会を開催し、整備士制度の充実を図る。

7. 競走の公正かつ円滑な実施を図るための企画・立案

(1) 諸体制の強化

(ア) モーターボート競走連絡協議会

モーターボート競走連絡協議会が行う業務に参画する。

(イ) ボートレース会議

ボートレース業界全体で推進する施策について、中央団体の代表者が集まり、活性化の意思決定を行う会議に参画する。

(ウ) 公営競技各団体との連絡会議等

他公営競技との連絡及び情報の交換等を図るため、公営競技企画連絡会議及び公営競技会長・理事長懇談会に参画する。

(2) ボートレースの普及及びイメージアップを図るための広報

(ア) スター選手育成に関する事業

(a) スター選手育成実行部会

スター選手の育成を図るため、スター選手育成実行部会を開催し、育成の在り方の検討、選手が活躍できる環境整備等を行う。

(b) トップルーキー講習会

スター選手の育成を図るため、トップルーキーを対象に、マスメディアの対応や精神面の強化を図るための講話等を実施する。

(c) フレッシュルーキー実技訓練

スター選手の育成を図るため、フレッシュルーキーを対象に、操縦・整備技量の向上や精神面の強化等を図るため、実技を主体とした訓練を実施する。

(d) 地区別合同実技訓練

スター選手育成の一環として、各地区内におけるフレッシュルーキー及び若手選手の技量向上のため、操縦・整備等の実技訓練を実施する。また、訓練内容の充実や環境整備を検討するため、地区別合同実技訓練検討会議を開催する。

(e) スター候補選手のパブリシティ

スター候補選手を積極的に活用することにより、各地のマスコミ（地方紙、全国紙支局、ラジオ等）に向けて、スター候補選手自身のPRを通じ、ボートレースの啓蒙、主要レースの話題化を図るとともに、選手募集活動のPRを行う。

(イ) 広報の充実

(a) 広報活動

パブリシティ、宣伝及び広告等によりボートレースの普及を図るとともに、スター選手育成のための話題づくり等の広報活動を推進することによりイメージアップを図る。また、SNS等の媒体を効果的に活用し、ボートレースの普及を図る。あわせて、ボートレース業界に関するオピニオンリーダーの発掘・育成を行う。

(b) 資料作成

業界関係者及びマスコミ関係者の広報・宣伝活動を支援するための各種資料を作成する。

(c) 優秀選手の表彰

「優秀選手表彰規程」に基づき表彰し、お客さまと優秀選手が触れ合える優秀選手表彰式典を開催する。その他必要に応じて各ボートレース場にて優秀選手の表彰を行う。

(ウ) 選手の募集

(a) 募集担当者会議

選手募集活動の在り方及び円滑な募集活動の実施を図るための手法を検討する。

(b) 選手募集活動促進のための広報

応募者数拡大のためインターネット・SNSの活用、雑誌等への広告展開を図るとともに、スポーツイベントへの協賛や募集説明会を定期的で開催し、特に都市部においては、ボートレース場及び街頭PR等での選手募集活動を重点的に実施する。また、他のスポーツ競技に対しスカウト活動を行う。

(エ) 資料の収集、諸統計の作成及び刊行物の発行

ボートレースの現状把握及び普及を図る。また、ボートレース関係統計資料集を作成し、年度毎に売上動向等の取り纏めを行う。

(3) 集客のための広報

(ア) SG競走等の広報支援

(a) SG競走の広報

来場促進と売上向上を図るため、マスメディアに対して広報活動の支援協力を行う。

(b) プレミアムG I 競走等の広報

ボートレースバトルチャンピオントーナメント、クイーンズクライマックス、マスタースチャンピオン、ヤングダービー、レディースチャンピオン、全国ボートレース甲子園、レディースオールスター、イースタンヤング、ウエスタンヤング及びファン感謝3 Days ボートレースバトルトーナメントの注目度を高め来場の促進を図るため、各開催ボートレース場及びマスメディアに対して広報活動の支援協力を行う。

(c) ボートレースオールスター及びレディースオールスター出場選手のファン投票方法の充実

インターネット及びスマートフォン等を活用したファン投票方法の充実を図るため、関係者に対して支援協力を行う。

(イ) 全国広報・宣伝担当責任者会議

S G 競走、プレミアムG I 競走等における集客、広報・宣伝に関する企画内容等の周知を行うとともに、中央並びに各ボートレース場での広報活動全般の向上と協力連携体制を図る。

(4) ボートレースの発展のための調査研究

ボートレース事業の活性化、競走会業務の拡大及び発売の多様化等の発展を期するための将来施策に関する調査研究を行う。

(5) 関係者の資質向上に関する事業

能力開発、組織力の向上及び業務の効率化を図るため、人材育成や社内教育としての各種研修会を開催する。

(6) その他の事業

(ア) 永年功労者の表彰

「永年功労者表彰規程」及び「モーターボート整備士規程」に基づき表彰する。

(イ) 売上新記録達成ボートレース場の表彰

1 レース、1 日及び節間の売上新記録を達成したボートレース場を表彰する。

(ウ) その他本会の運営に必要な事業

8. 海事知識の普及

(1) アマチュアモーターボートレースの支援

海事知識の普及を図るため、アマチュアモーターボートレースの実施に対する支援協力を行う。

(2) ゴムボート大会等の実施

ボートレース事業への理解と海事知識の普及を図るため、ボートレース場及びボートレーサー養成所等において、近隣地域の住民を対象としたゴムボート大会等を実施する。

(3) 各地海事広報協会との共同事業の実施

ボートレース場が存在する各地海事広報協会と共同により、主に小中学生を対象にボートレース場等を活用した海洋教室等を実施し、海事知識の普及を図る。

Ⅲ. 令和5年度の競走実施業務以外の業務

1. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 広域発売の推進

ボートレースチケットショップ等において、舟券の発売等に関する事務、ギャンブル依存症対策、集客イベントの企画立案、その他運営に関する広報宣伝等の事務を行う。